

厚生年金基金連合会 株主議決権行使基準

平成15年2月20日策定

1. 基本的な考え方

1. 厚生年金基金連合会の使命

厚生年金基金連合会（以下「連合会」という）は、厚生年金基金の短期加入者や解散基金の加入員に対する年金給付を行うことがその使命であり、この使命を果たすため、長期的観点に立った分散投資の一環として株式投資を行っている。

2. 株式投資の意義

企業は専ら富を生み出す主体であり、年金制度の安定的な運営のためには企業の持続的な繁栄が基盤である。年金加入者、受給者の利益のためには、企業が株主利益を最大限尊重した経営を行い、長期安定的に企業収益を確保することが必要である。

そのためには、企業におけるコーポレートガバナンスが十分に機能することが不可欠である。

3. コーポレートガバナンスの基本

コーポレートガバナンスにおいて最も重要なことは、企業内部に株主利益の立場から企業経営をチェックする仕組みを築くことである。

このような観点から、企業経営における執行と監督の機能を分離し、取締役会は株主利益の観点に立って経営を監督する機能を適切に果たすことが求められる。監督機能を有効に働かせるためには、当該企業と利害関係を一切有しない独立した社外取締役の登用が不可欠である。また、株主などに対し、企業経営に関する十分な質、量の情報開示と説明責任が果たされなければならない。

4. 議決権行使

株式投資に伴う株主議決権の行使は、株主価値を高める重要な手段であり、連合会に課せられた受託者責任を果たすためにも適切な株主議決権行使が求められている。連合会は、企業のあるべき「コーポレートガバナンス原則」を定め、その原則に従って保有する全銘柄について議決権を行使し、企業に対し長期的に株主利益を最大限尊重した経営を行うよう求めていく。

．コーポレートガバナンス原則

1．企業の目的

企業の目的は、長期間にわたり株主利益の最大化を図ることにある。

なお、株主利益の最大化は、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーの利益と矛盾するものではなく、これらのステークホルダーとの良好な協力関係の確立によって達成できるものである。

2．取締役会

企業の目的を達成するためには、企業経営における執行と監督の機能を分離することが必要であり、取締役会は株主の立場から最高経営執行者（以下「CEO」という）の経営執行を監督する機能を適切に果たさなければならない。

取締役会の規模は、十分に議論を尽くすことができ、迅速な意思決定が可能な人数とする。

取締役の少なくとも3分の1は、社外取締役とする。社外取締役は、当該企業と利害関係を一切有しない「独立性」を要し、その旨の十分な説明が行われなければならない。

CEOが取締役会の議長を兼ねることは望ましくない。

「委員会等設置会社」への移行は、積極的に評価する。

3．監査役会（監査委員会）

監査役（監査委員）は、当該企業からの「独立性」を要し、その旨の十分な説明が行われなければならない

監査役会（監査委員会）は、経営の意思決定や業務執行などに関する適法性監査にとどまらず、妥当性監査に踏込んだ監査機能を適切に発揮しなければならない。

4．情報開示、説明責任

CEOは、株主等に対して経営活動等について正確で適切な情報を迅速に提供し、説明責任を果たさなければならない。

CEOは、取締役会及び監査役会（監査委員会）に対し、経営判断の妥当性を判断するに足る十分な情報を提供しなければならない。

5．役員報酬

役員報酬は、企業業績や株主に対する利益配分と整合性のある水準とす

べきである。

長期的な株式価値の上昇と連動するインセンティブ報酬を導入することは、原則として積極的に評価する。

役員報酬は、個別開示することが望ましい。

6．配当政策

株主に対しては、役員報酬、従業員処遇、将来の事業計画などとバランスのとれた利益配分がなされるべきである。

株主に対する利益配分は、中長期的観点から行われるべきであるが、適切な将来の事業計画もなく、必要以上に利益を留保する企業に対しては、連合会は適切な株主還元を求める。

7．経営戦略の変更

企業の重要な経営戦略の変更や既存株主の利益に影響を与える経営変更は、株主の事前の承認が必要であり、株主が適切な判断ができるよう十分な情報と時間が与えられるべきである。

8．社会的責任

企業は、法令や企業倫理の遵守、従業員、取引先、地域社会などのステークホルダーとの協力関係の樹立、地球環境問題への取り組みなど、よき市民としての責任を果たすべきである。

9．連合会の株主責任

連合会は、長期的かつ安定的な株主として、企業との積極的な対話に努めることとする。

・ 具体的行使基準

連合会は、以下に定める基準に従い、株主議決権を行使する。

1 . 会社の機関に関する議案

(1) 取締役会の構成

委員会等設置会社制度の導入

- a 肯定的に判断する。

重要財産委員会制度の導入

- a 肯定的に判断する。

執行役員制度の導入

- a 肯定的に判断する。
- b 取締役全員が兼務している場合については、肯定的に判断することはできない。
- c 導入に際しては、取締役の減員や取締役報酬総額の減額を求める。

取締役会の構成

- a 取締役会は十分に議論を尽くすことができ、迅速な意思決定ができるよう適正な規模（20名以内）であることを要する。
- b 取締役の増員については、当該増員理由が明確に説明されていることを要する。
- c 取締役の減員は、原則として肯定的に判断する。
- d 取締役会の構成上、当該企業と利害関係を一切有しない独立した社外取締役が少なくとも3分の1以上含まれていることを要する。
- e 社外取締役の増員については、原則として肯定的に判断する。
- f 社外取締役を減員することは、望ましくない。

(2) 役員の選任

取締役の選任

- a 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスである等、株主価値の毀損が明らかな場合、再任候補者につき肯定的な判断はできない。
- b 在任期間中に当該企業において法令違反や反社会的行為等の不祥事が発生し、経営上重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者にあげられている場合には肯定的な判断はできない。なお、不祥事に伴う経営上への影響については、売上高や収益の状況、株価動向、社会的評価等を総合的に勘案

して判断する。

社外取締役の選任

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 社外取締役候補者は、当該企業と利害関係を一切有しない独立した立場であることが求められる。
- c 他企業の社外取締役等を兼任している場合、当該企業の業務に支障を来さない範囲内であることを要する。

監査役の選任

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 監査役候補者は、当該企業から独立した立場であることが求められる。
- c 取締役と監査役に交互に就任している候補者については、肯定的な判断はできない。
- d 在任期間中に当該企業において法令違反や反社会的行為等の不祥事が発生し、経営上重大な影響が出ているにもかかわらず、再任候補者にあげられている場合には肯定的な判断はできない。なお、不祥事に伴う経営上への影響については、売上高や収益の状況、株価動向、社会的評価等を総合的に勘案して判断する。
- e 監査役を増員は原則として肯定的に判断する。
- f 監査役を減員については、その減員理由が明確に示されていない場合、肯定的な判断はできない。

社外監査役の選任

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 社外監査役を増員は原則として肯定的に判断する。
- c 社外監査役を減員については、その減員理由が明確に示されていない場合、肯定的な判断はできない

2. 役員報酬等に関する議案

(1) 役員報酬

役員報酬

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスである等、株主価値の毀損が明らかな場合、減額又は無報酬とすることが妥当である。

役員報酬額の改定

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 報酬額を大幅に引き上げる場合には、十分な根拠が説明されるべきである。
- c 役員数を減少させていながら、報酬総額が削減されない場合は肯定的な判断はできない。

(2) 役員退職慰労金贈呈

退任取締役に対する退職慰労金贈呈

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 社外取締役への退職慰労金支給については、肯定的な判断はできない。
- c 在任期間中に法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、辞任あるいは退任している場合、肯定的な判断はできない。
- d 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスである等、株主価値の毀損が明らかな場合、肯定的な判断はできない。

退任監査役に対する退職慰労金贈呈

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 社外監査役への退職慰労金支給については、肯定的な判断はできない。
- c 在任期間中に法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与し、辞任あるいは退任している場合、肯定的な判断はできない。
- d 当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配、あるいは過去5期において当期最終利益を通算してマイナスである等、株主価値の毀損が明らかな場合、肯定的な判断はできない。

(3) ストックオプション（新株予約権）の付与

- a 原則として肯定的に判断する。
- b 株式価値の大幅な希薄化（潜在的希薄化比率が発行済株式総数の5%を超える場合）を招き、株主利益の減少となることが懸念される場合には肯定的な判断はできない。
- c 行使価格の引下げ（リプライシング）については、肯定的な判断はできない。
- d 権利付与対象者の範囲については、業績向上との関連性が強くないと考えられる場合（取引先等）は肯定的な判断はできない。

3. 資本政策等に関する議案

- (1) 自己株式取得（取得枠の設定）
 - a 原則として肯定的に判断する。
- (2) 利益処分案（損失処理案）の承認
 - a 原則として肯定的に判断する。
 - b 株主に対しては、役員報酬、従業員処遇、将来の事業計画などとバランスのとれた利益配分がなされていることを要する。
 - c 長期にわたり企業業績が不振である場合及び既に厚い自己資本を有しているながら適切な事業計画もなく、内部留保を積み増している場合等には、肯定的な判断はできない。
- (3) 合併契約書の承認
 - a 原則として、合併比率等につき、中立的な第三者による算定根拠が示されている場合には肯定的に判断する。
ただし、当該合併が株主価値を毀損するものであることが明らかな場合を除く。
- (4) 営業譲渡・譲受等
 - a 原則として、譲渡価額等につき、中立的な第三者による算定根拠が示されている場合には肯定的に判断する。
ただし、当該譲渡等が株主価値を毀損するものであることが明らかな場合を除く。
- (5) 会社分割計画書承認・会社分割契約書承認
 - a 原則として、分割による新株の割当比率等につき、中立的な第三者による算定根拠が示されている場合には肯定的に判断する。
ただし、当該分割が株主価値を毀損するものであることが明らかな場合を除く。
- (6) 第三者割り当て増資
 - a 原則として肯定的に判断する。
 - b 著しく財務内容が悪化した企業が事業再編の一貫として実施する場合には個別に検討する。
- (7) 種類株式
 - a 原則として肯定的に判断する。
 - b 優先株等の発行に際しては、普通株式への転換割合も考慮のうえ、個別に

検討する。

4. その他の議案

(1) 取締役・監査役の責任減免

a 原則として肯定的に判断する。

(2) 会計監査人の選任

a 原則として肯定的に判断する。

b その独立性に疑義がある場合には、肯定的な判断はできない。

c 監査方針に関して、会社と対立したことによる不再任の場合には、全議案を精査する。

5. 定款の変更

(1) 基本的事項

商号

a 原則として肯定的に判断する。

本店所在地

a 原則として肯定的に判断する。

事業の目的

a 原則として肯定的に判断する。

決算期

a 原則として肯定的に判断する。

授権株数

a 原則として肯定的に判断する。

b 既存株主の持ち分に関する大幅な希薄化が懸念される場合には、肯定的な判断はできない。

名簿閉鎖制度

a 原則として肯定的に判断する。

総会の招集

a 原則として肯定的に判断する。

招集地

a 原則として肯定的に判断する。

招集者・議長

- a 原則として肯定的に判断する。

(2) 会社機関に関する事項

取締役・監査役の定員

- a 取締役構成人数が20名以上の場合は、肯定的な判断はできない。

取締役・監査役の任期

- a 取締役について、任期を短縮することについては肯定的に判断する。
- b 取締役任期の延長の場合は肯定的な判断はできない。

取締役・監査役の報酬上限

- a 原則として肯定的に判断する。

選任方法

- a 原則として肯定的に判断する。

代表取締役、役付取締役

- a 原則として肯定的に判断する。

常勤・常任監査役

- a 原則として肯定的に判断する。

(3) その他の事項

利益配当金

- a 原則として肯定的に判断する。

中間配当

- a 原則として肯定的に判断する。

除斥期間

- a 原則として肯定的に判断する。

C Bの配当起算日

- a 原則として肯定的に判断する。

特別決議（定款変更決議等）に関する定足数の緩和措置

- a 当該変更理由等の具体的説明がない場合は、肯定的な判断はできない。

6 . 株主提案

- a 原則として個別に検討することとするが、当該株主提案が株主価値の増大に寄与するものとなっているかどうかを基本的な判断基準とする。ただし、専ら特定の社会的、政治的問題を解決する手段として利用されていると認められる場合には、肯定的な判断をすることはできない。

平成17年2月14日

株式会社 東京証券取引所 御中
株式会社 大阪証券取引所 御中
株式会社 ジャスダック証券取引所 御中

社団法人 日本証券投資顧問業協会
厚生年金基金連合会

株主議決権行使に関するインフラ整備に向けた取組みについて

最近のコーポレート・ガバナンスに関する社会的関心を背景としてわが国企業においても徐々に株主を意識する方向でコーポレート・ガバナンスの改善が進められつつあることは好ましいことですが、株主総会において議決権行使を行う機関投資家の立場からみると、総会招集通知の発送が遅いといった問題や株主総会が特定日に集中するといった問題については改善の動きが緩慢であり、機関投資家が限られた経営資源の中で総会議案を細かく精査して意思決定を行うための十分な時間的猶予が与えられていないのが現状です。この点については、機関投資家による効率的かつ円滑な議決権行使の阻害要因となっており、早急に改善が図られることが望まれます。

このような現状にかえりみ、日本証券投資顧問業協会と厚生年金基金連合会は、株式発行企業が効率的かつ円滑な議決権行使のためのインフラ整備に向けて取り組んでいただけるよう、東京証券取引所、大阪証券取引所及びジャスダック証券取引所がそれぞれ開設・運営・管理監督している市場に上場している企業に対し、下記1の事項について働きかけていただくことを要望いたします。同時に、各証券取引所におかれては、下記2の事項についての積極的な取組みを期待いたします。投資家にとって使い勝手のよいインフラ整備を推進していただきたく、特段のご検討とご配慮を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 株式発行企業への働きかけを期待する事項

- (1) 株主総会の招集通知の到着から回答期限までの時間的な余裕が実質数日間と少ないことから、招集通知の早期発送や議案の電子開示を実施していただきたい。特にホームページ上での招集通知の公表、データベースとして活用し得る形での電子媒体による議案の提供、外国人投資家を想定した英訳による議案の開示について、よ

- り積極的に取り組んでいただきたい。
- (2) 開示情報 (B / S 、 P / L 、 配当性向についての考え方、自己株式の取得 (定款変更) に関する方針・基準、役員の詳細な経歴や社外取締役 (社外監査役) 候補者の企業との利害関係の有無、法令違反など過去の反社会的行為への役員の関与度合い、退職慰労金を含む役員報酬についての考え方や退任役員の業績貢献度など) についてより一層充実を図っていただきたい。業績低迷、不祥事等を受けて退職慰労金を減額する方針がある場合には、その旨開示願いたい。また、株主に対する情報開示や説明責任を果たしていくために、特に当該企業にとってのマイナス情報であっても、適宜適切な情報を開示していただくことに併せ、法定書類である招集通知の他に任意の形で補足説明資料等の添付をお願いしたい。
 - (3) 運用会社を含めた投資家との直接的なコミュニケーションの機会をより多く設け、議案について会社側の考えを具体的かつ詳細に説明していただきたい。運用会社からの問い合わせについて明らかな準備不足や不適切な回答が目立つので、議案提出の背景や議案に盛り込んだ数値の根拠等につき適切かつ迅速な回答ができるよう社内態勢の整備を図っていただきたい。
 - (4) 株主総会の開催を極力前倒しするなど開催時期のより一層の分散化を図っていただきたい。
 - (5) 株主総会議案の採決結果についてもホームページ上に開示のうえ、データベースとして活用し得る形で電子媒体により開示いただきたい。

2 . 各証券取引所に期待する事項

- (1) 株主総会招集通知に関し、証券コードの記載を必須とし、さらにサイズの統一化や字句の見やすさなどが図られるよう、株式発行企業、証券代行機関等の関係者に対して積極的に働きかけていただきたい。また、営業報告書との分冊については、管理上の問題から避けるよう働きかけていただきたい。
- (2) 東京証券取引所におかれては、2004年3月11日策定の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」のさらなる精緻化を図っていただきたい。同原則は、あくまでも関係者間における共通の認識基盤を提供することに主眼がおかれており、具体性のある内容とはなっていないことから、あらためて具体的な施策を示し、積極的な啓発活動をお願いしたい。なお、現在、積極的に取り組まれている「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」について、株式発行企業、資産管理機関など関係者の積極的な協力を得られるよう努力願いたい。

以 上

平成 17 年 4 月 28 日

企業買収防衛策に関する株主議決権行使の判断基準

1. 趣旨

厚生年金基金連合会(以下「連合会」という)は、国内株式の自家運用の開始に伴い、長期的な株主価値最大化の観点から、平成 15 年 2 月に「株主議決権行使基準」を策定したところであるが、企業買収防衛策の導入を検討する企業が増えつつあることから、今般、企業買収防衛策に関する議決権行使の判断基準を策定することとした。

2. 判断基準

(1)連合会は、平時における、以下の条件を満たすライツ・プランの導入に賛成する。

導入が長期的な株主価値の向上に資するものであることについての十分な説明があること。

株主総会の承認を得ること。

有事における防衛策の発動、解除及び維持について、当該企業と利害関係を一切有しない社外取締役等によるチェックが行われること。または、防衛策の発動、解除及び維持の具体的な条件が明確に定められており、経営者の恣意的な判断で決定される余地がないこと。

期間を限定したものであること(2~3年)。更新する場合には、改めて株主総会の承認を求めること。

(2)黄金株や複数議決権行使株の発行、デッドハンド型の防衛策などその他の防衛策については、株主利益を損なうおそれがあるので、原則として賛成できない。

3. 実施時期

平成 17 年 6 月から適用する。

平成 17 年 6 月

(本件問合わせ先)**厚生年金基金連合会 年金運用部 (TEL) 03 - 5401 - 8715**<http://www.pfa.or.jp>**コーポレートガバナンス担当 清水克三・河合 壘 インハウスグループリーダー 山本 卓****(資料配布先)****兜クラブ、厚生労働記者会、日比谷クラブ、労政記者クラブ**

平成 17 年 6 月株主総会 インハウス株主議決権行使結果について

本年 6 月総会における株主議決権の行使にあたっては、「厚生年金基金連合会 株主議決権行使基準」に基づき、上程された全議案(1,347 社で総計 5,773 議案)につき、個別審査のうえ行使したが、各議案における議決権行使状況については、別表 1「総会議案別議決権行使状況」のとおりとなっている。

議案の審査にあたっては、企業の業績推移や統治機構の状況などを要素とし、株主利益の最大化に向けた経営努力がいかに行われているかという観点から総合的に判断を行ったが、基準による判断が困難な案件については、議案の内容を精査のうえ個別に審査するとともに、必要に応じて議決権行使委員会で検討を行った。

本年 6 月総会の特徴としては、以下のとおりである。

- (1) 企業業績の回復基調が続いたことを受け、業績基準該当企業(3 期連続赤字決算かつ無配、または 5 期通算損益がマイナス)が減少し、利益処分案や取締役選任議案、退職慰労金支給議案への反対行使件数は昨年を引き続き減少した。
- (2) 定款一部変更議案では、昨年度に比べ上程議案数は減少したものの、企業買収防衛を目的とした株式発行授權枠の拡大を求める議案や、権利確定日の柔軟化を目指す議案、取締役の定員数を削減する議案が多く提案された。連合会では、本年 4 月に策定した「企業買収防衛策に関する株主議決権行使の判断基準」に基づき厳格な審査を行ったことから、反対行使件数は大幅に増加した。(別表 2「企業買収防衛策への対応状況」を参照)

なお、総会議案等に関する情報開示については、連合会へ来訪のうえ、企業統合や定款変更に関する考え方の詳細な説明を行う企業や、社外取締役候補者の「独立性」等について、招集通知とは別に補足資料の送付を行う企業が前年に比べ大幅に増加した。

また、昨年に引き続き、総会開催集中日を避けて開催する企業や招集通知の早期発送を行う企業も増加傾向にあった。しかしながら、依然として以下のような問題が認められた。

(1) 連合会と日本証券投資顧問業協会は、本年2月に議決権行使に関するインフラ整備に向けた取り組みを要請したところであるが、株主総会を特定日に集中開催する企業や、招集通知を総会開催日の2週間前に発送している企業が依然として多く、株主への情報開示、説明責任が十分に果たされていない状況に基本的な変化はなかった。

(2) ほとんどの議案において、提案内容を的確に判断するための情報開示が不十分であり、特に定款一部変更議案では、極めて抽象的な説明しかされていない例が多く認められた。

本年6月総会で反対の意思表示を行った事例の主なものは以下のとおりである。

利益処分案

- ・過去5期通算損益（連結）が赤字等、企業業績が長期にわたり低迷していた事例

定款一部変更議案

- ・具体的な理由の説明が無いまま株式発行授權枠を拡大する事例や、権利確定日の柔軟化を目指す事例

取締役選任議案

- ・長期にわたる業績不振や、不祥事の発生により業績に重大な影響が出ているにもかかわらず、その経営責任を問われるべき取締役が再任候補になっている事例
- ・社外取締役が一人も選任されていない事例
- ・社外取締役が減員された事例
- ・委員会等設置会社において、大株主企業（総議決権の3分の1以上の株式を保有）出身の役員等が社外取締役候補者となっている事例

退職慰労金支給議案

- ・長期にわたって業績不振が続いており、経営責任が問われるべきと判断されるにもかかわらず、退職慰労金が支給されている事例
- ・高い独立性の確保が求められる社外取締役や社外監査役への退職慰労金が支

給されている事例

監査役選任議案

- ・具体的な理由の説明が無いまま監査役が減員される事例

ストックオプション付与議案

- ・業績向上との関連性が強くないと考えられる対象者に付与される事例

株主提案

個別に検討のうえ判断したが、取締役報酬等の個別開示や自己株式取得枠の設定、配当金増額を求める議案等で、株主利益に資すると認められる事例には賛成した。

(その他)

- ・執行役員制度の導入等に伴い、取締役を大幅に削減した企業が多く見受けられた。(390社：最大36名の減員)
- ・招集通知に証券コードを記載した企業は161社と、全体の1割を超えた。
- ・役員退職慰労金制度を廃止する企業は、前年に引き続き増加し133社にのぼった。

【別表 1】

「総会議案別議決権行使状況」

総会議案	賛成	反対	比率	小計
利益処分案等	1,046	263	20.1%	1,309
定款一部変更	553	235	29.8%	788
取締役選任	685	1 518	43.1%	1,203
監査役選任	701	1 52	6.9%	753
退職慰労金支給	474	500	51.3%	974
役員報酬額改定	161	0	0.0%	161
新株予約権発行	171	74	30.2%	245
会計監査人選任	27	1	3.6%	28
再構築関連 2	51	0	0.0%	51
その他会社提案 3	191	11	5.4%	202
株主提案	10	49	83.1%	59
総 計	4,070	1,703	29.5%	5,773

1 一部反対を含む

2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割

3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合

【別表 2】

「企業買収防衛策への対応状況」

議案内容	提案件数	反対件数
株式発行授權枠の拡大	154	146
権利確定日の柔軟化	110	107

(注) 表中の件数については、提案が重複することから合計が別表 1 の合計とは一致しない。

- ・ 連合会基準に適合したライツプランを導入した事例(4社)には、賛成した。
- ・ 株式発行授權枠の拡大については、具体的な説明があり、その目的が買収防衛策でないことが明らかな場合には賛成した。
- ・ 権利確定日の柔軟化については、株主価値を毀損する可能性が否定できないことから、原則として反対した。
- ・ なお、取締役定員の削減については、買収防衛策として利用される余地もあるが、本来望ましい動きであることから賛成した。

【参 考】

平成16年6月「総会議案別議決権行使状況」

総会議案	賛成	反対	比率	小計
利益処分案等	919	337	26.8%	1,256
定款一部変更	1,194	12	1.0%	1,206
取締役選任	523	1 536	50.6%	1,059
監査役選任	903	107	10.6%	1,010
退職慰労金支給	441	615	58.2%	1,056
役員報酬額改定	109	0	0%	109
新株予約権発行	159	65	29.0%	224
会計監査人選任	35	0	0%	35
再構築関連 2	58	4	6.5%	62
その他会社提案 3	135	7	4.9%	142
株主提案	14	60	81.1%	74
総 計	4,490	1,743	28.0%	6,233

1 一部反対を含む

2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割

3 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合

< ガバナンス評価基準 >

メイン項目	サブ項目	評価のポイント
1. 株主価値重視の経営	1) 「株主価値重視」が明確な経営理念・経営目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「株主価値重視」の理念が明確になっている。 ・株主が重要なステークホルダーとして位置付けられている。
	2) 株主資本コストを意識した経営数値目標の設定・開示	<ul style="list-style-type: none"> ・株主資本コストを意識した経営が行われている。 ・具体的な経営数値目標が設定されているとともに、目標の達成度が評価、開示されている。
	3) 適切な事業戦略の策定・実行	<ul style="list-style-type: none"> ・事業部門別に株主資本コストを意識した経営数値目標が設定、開示されている。 ・事業の撤退基準が定められている。
	4) 株主還元への姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・配当性向、株主資本比率が妥当な水準である。 ・適切な自己株式取得が行われている。
2. 情報開示・説明責任	1) 責任ある IR 体制	<ul style="list-style-type: none"> ・IR専任部署があり、十分なスタッフが配置されている。 ・社長自らIRミーティングに出席し、説明を行っている。
	2) 充実した開示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自社HPにおいて十分な情報開示がなされている。 ・IR活動に関して、受賞歴がある。
	3) 適時開示体制	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期開示では売上高等に限らず、その他の情報についても、適切に開示している。 ・重要事実が発生した場合、自社HPにおいても速やかに開示を行っている。
	4) 株主総会へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・招集通知の発送が余裕を持って行われている。 ・東京証券取引所が進める「議決権行使プラットフォーム」に参加する意思があるなど、議決権行使の電子化に前向きである。 ・招集通知及び添付書類の内容を自社HPで公開している。
3. 取締役会	1) 経営の執行と監督の分離	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会議長とCEOが兼任していない。 ・執行役を兼務しない取締役が取締役会の 1/3 以上である。 ・取締役の数が20名以下である。
	2) 社外取締役の独立性	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役の数が取締役会の 1/3 以上である。 ・社外取締役の独立性が確保されている。
	3) 社外取締役の実効性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・社外取締役の取締役会への出席率が一定水準以上である。 ・社外取締役に対して、事前に資料配布するとともに、適切な説明が行われている。
	4) 取締役の指名方法	<p>(委員会等設置会社の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役の指名基準が明文化されている。 ・指名委員会の委員長が社外取締役である。 <p>(監査役制度採用会社の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役の指名基準が明文化されている。 ・指名委員会等の組織的な対応がなされている。 ・指名委員会等に社外出身者が入っている。
	5) CEO(執行のトップ)のリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・元会長、元社長が取締役など影響力の強い地位についていない。

4. 役員報酬システム	1) 役員報酬の決定プロセスと報酬額の開示	(委員会等設置会社の場合) ・報酬委員会の委員長が社外取締役である。 (監査役制度採用会社の場合) ・報酬の決定に際して、報酬委員会等の独立した組織がある。 ・報酬委員会等に社外出身者が含まれている。
	2) 業績連動型報酬制度の有無とその内容	・役員の報酬に業績連動型報酬制度を導入している。 ・ストック・オプション制度が導入されており、その付与条件が適切である。
	3) 自社株取得と保有	・役員の自社株式取得ルールがあり、自社株式取得の基準が数値で示されている。
5. コンプライアンスとリスク管理	1) 監査委員会・監査役会の運営	(委員会等設置会社の場合) ・監査委員会の専属スタッフが質、量ともに確保されている。 ・監査委員と会計監査人や内部監査室等との会合が定期的に行われている。 (監査役制度採用会社の場合) ・監査役会の専属スタッフが質、量ともに確保されている。 ・監査役と会計監査人や内部監査室等との会合が定期的に行われている。
	2) コンプライアンス体制	・コンプライアンスに関する社内規定や専属部署があり、コンプライアンスに関する社員研修が行われている。 ・社内の専属部署や社外の第三者が窓口となっている内部通報制度が設けられている。
	3) 不測の事態への対応	・事故や不祥事等への対応マニュアルが用意されている。 ・事故や不祥事等の発生後、適切な説明が行われた。
	4) 会計監査人との健全な関係	・会計監査人に非監査業務を依頼する際の明確なルールがある。 ・現在、会計監査人と非監査業務の契約がない。

各国のコーポレート・ガバナンス規制

アメリカ（ニューヨーク証券取引所）

- ・取締役会の過半数は独立取締役で構成。
- ・独立取締役の定義を厳格化。独立取締役であることを年次報告書等で開示。
- ・非執行取締役だけで定期的に会合をもつこと。

- ・監査、指名、報酬委員会の設置。委員はすべて独立取締役で構成。
- ・独立取締役としての報酬以外の報酬を受けないこと。

- ・監査委員会は最低 3 人で構成。全員が会計、財務の知識を有すること。うち、1 名は会計、財務、経営の専門知識を有すること。
- ・監査委員会が会計監査人の選解任権を持つ。
- ・監査委員会が内部監査の有効性を検証。

イギリス（ロンドン証券取引所）

- ・取締役会議長と最高経営責任者（CEO）との分離。
- ・独立非執行取締役が取締役会の過半数。独立性の定義厳格化。
- ・独立非執行取締役の一人を上級独立取締役に任命し、株主との対話に当たらせる。
- ・取締役の研修
- ・取締役全員は株主との対話を確実に行う責任。
- ・非執行取締役の任期は原則 6 年。

- ・指名委員会の設置。指名委員会の過半数は独立非執行取締役。
- ・3 名以上からなる報酬委員会の設置。報酬委員会は全員が独立非執行取締役。非執行取締役の報酬としてストックオプションは不可。

- ・3 名以上からなる監査委員会の設置。監査委員会は全員が独立非執行取締役。
- ・監査委員会は財務報告の検証・監視、内部統制システムやリスク管理の有効性の監視・検証、外部監査人の独立性や監査手続きの有効性の検証・監視等を実施。

- ・情報開示の徹底（取締役会の構成・運営状況、取締役の報酬、監査委員会および会計監査人、取締役の選任・再任等）

フランス

〔1999年 Vienot 報告書〕

- ・取締役会会長と業務全般指揮者との分離。
- ・業務執行者の報酬の決定方針及び報酬額の開示。
- ・独立取締役の開示。取締役会の3分の1は独立取締役。
- ・独立取締役の定義；「当該会社またはそのグループ会社との間にその自由な判断に影響を及ぼす可能性のあるいかなる関係も有していない者」
- ・取締役会内の委員会の権限強化。特に、監査委員会は3分の1が独立取締役で構成。

〔2002年プトン報告書〕

- ・取締役会の過半数は独立取締役で構成。
- ・独立性の強化；「取締役と会社、グループ、あるいは経営者との間に取締役の判断に影響を与え得るいかなる関係も存在しない場合に、取締役は独立している」
- ・監査委員会の3分の2は独立取締役で構成。業務執行役員は監査委員会のメンバーになることを禁止。